

# 診療報酬（保険点数）

（令和2年4月）

診療報酬の算定方法については厚生労働省告示・関係通知をご参照ください。

## 住 宅

在宅悪性腫瘍患者指導管理料	1,500 点/月
注入ポンプ加算	1,250 点/月
合 計	2,750 点/月

(1) 「在宅における悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法」とは、末期の悪性腫瘍の患者であって、持続性の疼痛があり鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないため注射による鎮痛剤注入が必要なもの又は注射による抗悪性腫瘍剤の注入が必要なものが、在宅において自ら実施する鎮痛療法又は化学療法をいう。

(2) (1)の鎮痛療法とは、ブプレノルフィン製剤、ブトルファノール製剤、塩酸モルヒネ製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシドコドン製剤又はフルルビプロフェンアキセチル製剤を注射又は携帯型ディスプレイ注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて注入する療法をいう。なお、塩酸モルヒネ製剤、クエン酸フェンタニル製剤又は複方オキシドコドン製剤を使用できるのは、以下の条件を満たすバルーン式ディスプレイタイプの連続注入器等に必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。

ア 薬液が取り出せない構造であること

イ 患者等が注入速度を変えることができないものであること

また、(1)の化学療法とは、携帯型ディスプレイ注入ポンプ若しくは輸液ポンプを用いて中心静脈注射若しくは埋込型カテーテルアクセスにより抗悪性腫瘍剤を注入する療法又はインターフェロンアルファ製剤を多発性骨髄腫、慢性骨髄性白血病、ヘアリー細胞白血病又は腎癌の患者に注射する療法をいう。(1)(2)

## 病 院 内

緩和ケア診療加算 400 点/日

(1) 本加算は、一般病床に入院する悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群の患者のうち、疼痛、倦怠感、呼吸困難等の身体的症状又は不安、抑うつなどの精神症状を持つ者に対して、当該患者の同意に基づき、症状緩和に係る専従のチーム（以下「緩和ケアチーム」という。）による診療が行われた場合に算定する。

(2) 1日当たりの算定患者数は、1チームにつき概ね30人以内とする。

緩和ケア病棟入院料 3,780 点/月

がん性疼痛緩和指導管理料点 100 点/日

がん患者カウンセリング料 500 点/回

精密持続点滴注射加算 80 点/日

麻薬加算 5 点/日

抗悪性腫瘍剤局所持続注入 165 点/日

点滴注射 95 点/日

中心静脈注射 140 点/日

硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入 80 点/日

がん患者リハビリテーション料 200 点/単位